第三十九条第一項	信託会社（当該信託会社から法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）ならない	信託会社ならない。ただし、当該信託財産のうち事業性融資の推進等に関する法律第八条第二項第一号ハに規定する不特定被担保債権留保額の金銭については、同法第六条第七項に規定する不特定被担保債権者を一の受益者とみなして、他の受益者と区別できる状態で管理することで足りる
第四十一条第三項第四号	令第二十条第二項の規定により金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社	信託会社が事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第二十二条第一項に規定する指定企業価値担保権信託会社
	信託会社及び外国信託会社に	事業性融資の推進等に関する法律第六条第二項に規定する企業価値担保権信託会社である場合に
	財務局長	財務局長又は福岡財務支局長
第四十一条第七項第一号	受益者が適格機関投資家等であって、書面、当該信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第三十条の六第一項第二号に掲げる方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらか	当該受益者が当該信託会社である